6　3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとったことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者は、第七条5又は第十条から第十三条までの規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者は、第七条5又は第十条から第十三条までの規定に基づいて特典が与えられる時において、次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

(a)　個人

(b)　当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関

(c)　法人その他の団体（その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　公認の年金基金（当該特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e)　個人以外の者（当該一方の締約国の居住者である者であって、(a)から(d)までの規定に基づいて適格者とされるものが、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の締約国内において取得する第七条5又は第十条から第十三条までにそれぞれ定める所得に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業の活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。この3の規定の適用上、「事業の活動」には、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動を含まない。

(i)　持株会社としての経営

(ii)　企業集団の全体の監督又は運営

(iii)　企業集団の資金供給（資金プーリングを含む。）

(iv)　投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）

(v)　無形資産の保有又は管理（当該無形資産の創出又は開発に伴うものを除く。）

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において当該居住者が行う事業の活動によって所得を取得する場合又は関連する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う当該所得に関連する事業の活動が、当該居住者又は当該関連する者が当該他方の締約国内において行う同一の又は補完的な事業の活動との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この3の規定の適用上、事業の活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　この3の規定の適用上、一方の締約国の居住者に関して関連する者が行う事業の活動は、当該居住者が行うものとみなす。

4　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合であっても、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、第七条5又は第十条から第十三条までにそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a)　公認の年金基金の場合については、当該特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b)　その他の全ての場合については、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の株式の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

5　一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、3又は4の規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、当該居住者が、1から4までの規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が、第七条5又は第十条から第十三条までにそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者からこの5の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、合計して法人又は団体の議決権及び価値の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(c)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場